

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年1月10日 開会

令和2年1月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年1月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 19 名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
13番 齊 藤 学	14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆
19番 松 永 孝 男		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
4番 遠藤 光 浩	5番 佐野 均	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

欠席委員

なし

事務局職員

(併) 事務局長	長谷川 和 彦	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。今日は全員出席でございますので、欠席関係は報告しません。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、5番 赤池 勝委員、6番 佐野 正委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人は、5番 赤池 勝委員、6番 佐野 正委員を指名いたします。

それでは、本日の議事日程を申し上げます。

報第1号 農地返還通知書の受理について

報第2号 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理について

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報第4号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

報第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

報第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

報第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

報第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

議第2号 農地法第3条の許可に係る買受適格証明について

議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

議第5号 非農地証明申請の審議について

議第6号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

初めに、報第1号から報第8号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和元年11月21日から12月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから4ページをごらんください。

報第1号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が11件提出されました。

続きまして、議案の5ページをごらんください。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の6ページから8ページをごらんください。

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の9ページをごらんください。

報第4号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする、転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、宅地造成分譲3区画から宅地造成分譲1区画への計画変更が1件、貸し駐車場20台から宅地造成分譲5区画への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の10ページをごらんください。

報第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、6件の届出を受理しました。

続きまして、議案の12ページから15ページをごらんください。

報第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、15件の届出を受理しました。

続きまして、議案の16ページをごらんください。

報第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の17ページから19ページをごらんください。

報第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地の中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが9件ありました。

報告については以上です。

議長

事務局からの報告がありました。ここで、一括して質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第1号から報8号まで報告済みとします。

次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の20ページをごらんください。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページをごらんください。

上条字中村■■■■、田ほか7筆について上条の■■■■さんが売買により取得するものです。申請地は、大石寺の西に位置する農地です。

渡人は2年前に当該農地を相続しましたが、労力不足により経営規模を縮小したく、近隣で水稲を栽培している受人に相談したところ、快諾を得られたので申請に至ったとのことです。

受人は現在52歳、耕作面積は許可後1万2,700平方メートルになります。稼働人員は4名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページをごらんください。

貫戸字茅場■■■■の畑について山本の■■■■さんが売買により権利取得するものです。

申請地は、新東名高速道路の明星山トンネルの北側に位置する農地になります。

受人は茶農家で、経営規模拡大のため、売買契約に至ったものであります。

受人は現在48歳、耕作面積は許可後8万1,977.94平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページをごらんください。

北山字棧敷■■■■、畑ほか8筆について上条の■■■■株式会社が売買により取得し、経営規模を拡大するものです。

申請地は、北山医院の東に位置する農地です。

受人は農地所有適格法人で、現在、米、野菜を栽培しております。受人代表者は、かねてから環境保護活動にも取り組みたいと考えており、申請地ではヒノキの苗木を栽培し、森づくりに貢献していきたいとのこと。受人の耕作面積は許可後9,101平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページをごらんください。

原字藪ヶ谷戸■■■■、畑ほか2筆について、■■■■さんが売買により取得するものです。

申請地は、白糸自然公園の東に位置する農地です。

周辺の緑化整備のため、花木の栽培を行う計画とのこと。受人は現在55歳、耕作面積は許可後7,036平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第4項につきまして、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第1号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第2号 農地法第3条の許可に係る買受適格証明についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の22ページをごらんください。

議第2号 農地法第3条の適用を受ける買受適格証明について

農地の公売に参加する買受適格証明願の提出が次のとおりあったので審議を求める。

なお、当該適格証明の交付を受けたものが買受人となり、許可申請書を提出した場合において、農業委員会会長が当該証明書の交付時と同様と認めた場合は許可する。

第1項、第2項ともに、同一の願出人のため、一括して説明します。

別冊航空写真は5ページをごらんください。

第1項、根原字宝山■■■■ほか1筆、第2項、根原字宝山■■■■ほか2筆の公売について、根原の■■■■さんが参加しようとするものです。

申請地は、朝霧カントリーの南に位置する農地です。

申請者は、酪農業を営んでおり、当該農地周辺の牧草畑を11万8,064平方メートル耕作しております。今般、経営規模を拡大したく申請に至ったとのこと。

受人は現在37歳、稼働人員は4名です。

農地法第3条第2項の各号の要件には該当せず、問題ないと判断しました。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第2号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の23ページをごらんください。

議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真6ページをごらんください。

山本■■■■の内、畑1.89平方メートルにつきまして、山本の■■■■さんが営農型太陽光発電設備を設置するためその支柱部分を転用しようとするものです。前回、平成29年1月10日に支柱部分4.54平方メートルについて3年間の一時転用で許可を受けておりますが、令和2年1月9日で一時転用期間が終了となるため、継続のために改めて申請に至ったものです。今回の申請では、機械のコンパクト化により転用する支柱部分の面積が縮小されています。

申請者は認定農業者であり茶畑での営農型太陽光事業を始めて5年が経過しましたが、遮光率が60%でも特に影響は出ておらず、収量や成分ともに著しい劣化もなく、現状の営農状況に特に問題はありません。

申請地は、やまさ園製茶工場の北に位置する農用地です。

平成30年5月15日付農振第78号「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、認定農業者により設置されている場合は一時転用期間が10年以内となりますが、申請人はほかにも営農型太陽光パネルの一時転用許可を受けている農地があり、全ての案件の終期を統一するため、令和10年9月10日までの8年8カ月間となりました。

申請地は茶畑に囲まれておりますが、現状周辺への影響は出ていません。転用期間中も耕作を継続すると認められ、面積も必要最小限であり、支柱は容易に撤去が可能で、万が一効率的な営農が認められなくなった際には、設置の撤去に必要な資力が確保されていることから、許可相当と判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員から調査報告をお願いいたします。

18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

1月7日10時に、申請者と事務局3名と私の4人で現地で話を聞きました。ただいま事務局より説明のあったとおりです。申請者には、太陽光のパネルの角度をもう少し起こして夏場日光が当たるようにしないと茶樹に影響がありますよということでアドバイスをいたしました。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

農業委員による採決をします。

議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の24ページから25ページをごらんください。

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真7ページをごらんください。

青木■■■■の内、田ほか1筆、計0.28平方メートルにつきまして、外神の■■■■さんが営農型太陽光発電設備を設置するためその支柱部分について転用しようとするものです。

前回、平成31年1月11日に支柱部分0.28平方メートルについて1年間の一時転用で許可を得ておりますが、令和2年1月10日で期間が終了となるため、継続のため改めて申請に至ったものです。

申請地は、「れっどばー」の西に位置する農用地です。

1年間の営農状況につきましては、当初耕作していた父親が病気を患ってしまい、長男、次男が耕作をしていますが、本業が忙しく、また管理も難しく、地域の平均的な反収の80%には及びませんでした。収量は前年に比べ倍増しております。制度上は著しい反収の減少や品質の劣化が見られた場合や、営農の適切な継続が確保されないと判断された場合には原則更新できないこととなっておりますが、これまでの事情やその期間における営農状況を勘案して総合的に判断することとされているため、耕作を始めてまだ3年ということ、申請者が責任をもって耕作していることや実績を上げようと努力していることを考慮し、転用期間を1年間とした上で、許可が相当であると判断しました。

続きまして、第2項及び別冊航空写真の8ページをごらんください。

小泉■■■■、畑940平方メートルにつきまして、東京都の■■■■さんが売買により取得し、太陽光発電設備を設置するために転用するものです。

受人は、個人事業主で太陽光発電事業を行うために、全国各地で土地の選定を行っています。市内にある不動産会社より、設置に適している本申請地の紹介を受け、渡人と交渉したところ買い受けられることとなり申請に至ったものです。

申請地は、杉田5区区民館から北西に約50メートルに位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地に該当します。

資金は自己資金及び融資により確保されており、周辺への事前説明は済ませています。周囲はフェンス及び既設の石垣により境界を明確にし、被害防除措置を行い、周辺への影響がないように配慮いたします。

続きまして、第3項及び別冊航空写真9ページをごらんください。

北山■■■■、田400平方メートルにつきまして、小泉の■■■■さんが売買により取得し、自己用住宅に転用するものです。

受人は、市内のアパート住まいで子供が成長するにつれ手狭になり、将来のことも考え実家の近くに住宅を建てたいと考えていたところ、優良田園住宅指定区域の本申請地を渡人から売買により取得できることになったため、申請に至ったものです。



優良田園住宅とは、富士宮市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針による要件を満たし、周辺の自然環境と調和した、ゆとりのある良好な居住環境の形成が見込まれる住宅を認定する制度です。本案件は令和元年10月8日富士宮市長より認定を受けております。

申請地は、北山郵便局から東へ約80メートルに位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

資金は自己資金及び融資により確保されており、周囲に見切りを設置するなどの被害防除措置を行う計画のため、周辺への影響はないものと思われま

す。続きまして、第4項及び別冊航空写真10ページをごらんください。

猪之頭■■■■、畑566平方メートルにつきまして、■■■■が売買により取得し、駐車場21台に転用するものです。

受人の自治区域においては、陣馬の滝を訪れる観光客が年々増え、特に春から夏にかけては違法駐車や交通トラブルが多く、地元の住民からも駐車場をふやしてほしいという要望がありました。地域の安全、環境の維持の面からも駐車場を確保したいと苦慮していたところ、所有者が遠方のため維持管理が困難である本申請地を売買により取得できることとなったため、申請に及んだものです。

申請地は、陣馬の滝から南西へ約80メートルに位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、周囲にはコンクリート壁を設けるなどの被害防除措置を行うため、周辺への影響はないものと思われま

す。続きまして、第5項及び別冊航空写真11ページをごらんください。

大久保■■■■、田695平方メートルにつきまして、株式会社■■■■が売買により取得し、太陽光発電設備に転用するものです。

受人は、ソーラー機器、空調機器の製造販売を行う法人で、富士市に営業所があります。太陽光発電設備の設置に適した土地を探していたところ、所有者が高齢で農地の維持管理が大変な状況にある本申請地を売買により取得することになったため、申請に至ったものです。

申請地は、大久保区民館から北東約350メートルに位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。周辺の北側には宅地が点在し、周囲を小規模の農地で囲まれています

が、南西には高低差があるため分断され、周辺農地に影響はありません。資金は自己資金により確保されており、周囲をフェンスで囲うなどの被害防除措置を行う計画です。近隣住民には受人から説明を済ませており、設置についての同意は得たものの、設置の仕様や被害が生じた場合の対応については、現在引き続き話し合いを続けている段階とのことです。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項、2項及び5項について、担当委員から調査報告をお願いします。

#### 14番 石川嘉章委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

場所は青木圃場整備区内の西側にあります。1回目は12月25日、事務局2名、石川邦彦委員と私、佐野三男推進委員の5名、当事者欠席にて現地確認しました。2回目は1月7日、事務局3名、石川邦彦委員と私、受人の6名にて現地にて話を聞きました。現在受人は、渡人である

父が病気で倒れ作業ができないので、かわって営農している状況です。本人も初めてということで、草刈り等頑張って管理をしておりますが、栽培については素人でありまして、これからの頑張る余地があると思います。しっかり管理をしますので、周辺の農地にも影響なく申請書どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

1 番 佐野芳弘委員

ただいま審議中の第2項の調査報告をします。

1月7日午後2時、事務局3名と私、施工業者1名と現地で会い、調査しました。東側には太陽光パネルが設置してあり、西側は道路に面しています。南側は民家で、北側は畑となっております。やや南側に傾斜している土地で、南側には排水用の側溝が設置されておりました。先ほどの事務局の説明どおりであり、申請書のとおりに問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

9 番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第5項について、調査結果を報告します。

1月7日、申請代理人、事務局3名と現地で会い調査を行いました。周辺農地は全て休耕地であり、申請地周囲をフェンスで囲う等対策を講じていること、地域住民への説明も済んでおり、事業に対する了承を得ていること、法令等への抵触がないこと、受人は既にこのような事業を展開しており、計画の実現性、資金計画等に問題がないことを確認いたしました。詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。申請書のとおりに問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

いいですか。第3項の優良田園住宅について、担当課が違うとは思いますが、もう少し委員の皆さんにわかるように説明をお願いしたいです。

事務局 望月次長兼振興係長

この制度については、従来は都市計画法によって市街化調整区域においては基本的に農家住宅や分家住宅しか建てられないという規制がされていたんですが、平成29年度から指定大規模集落制度とこれに合わせて優良田園住宅制度ということで、新しく選択肢がふえたということです。

市街化区域の緩和というような見方ではなくて、特定の地域において宅地にできる要件がふえたということで始まったんですけども、詳しい内容については本案件の審議にかかわらないことですので、すみませんが割愛させていただきます。

議長

わかりました。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第5号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の26ページをごらんください。

議第5号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は同一申請人による案件のため、一括して説明いたします。

別冊航空写真は12ページをごらんください。

第1項申請地は北山■■■■、畑84平方メートル、第2項申請地は同じく北山■■■■、畑148平方メートルで、小野薬品工業株式会社フジヤマ工場の西に位置する農地です。第1項につきましては、昭和47年9月頃から北側に隣接するいわゆる赤道を拡張する形で通路としての利用を開始し、現在に至ったものです。また第2項については、昭和52年2月頃に農業用倉庫2棟を設置し、以後現在に至るまで北東側に隣接する自宅の敷地と一体的に利用している状態です。農家住宅の敷地拡張に当たるため、都市計画法上も問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員から調査報告をお願いいたします。

6番 佐野正委員

ただいま審議中の1項、2項は同一案件でありますので、まとめて報告いたします。

1月6日、申請地にて代理人、事務局2名と私で調査を行いました。詳細につきましては、ただいま事務局より説明がありましたとおりで、申請書との違いは全くなく、問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第6号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の27ページをごらんください。

議第6号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和元年12月26日付、富農第1531号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき別紙のとおり決定するものとする。

農用地利用集積計画案の2ページをごらんください。

今回の農用地利用集積計画における農用地の流動化状況につきましては、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者2名、利用権を設定する農用地等の面積は計11万5,350.91平方メートルです。

利用権の内容について説明いたします。

4ページをごらんください。

第1項及び第2項は農地中間管理事業で、借主は静岡県農業振興公社、借入期間10年の新規設定になります。

第1項及び航空写真は13ページ及び14ページ、利用権を設定する農地は根原■■■■、畑ほか11筆、計11万1,674平方メートルで、貸主は万野原新田の■■■■さん、使用貸借で飼料作物の栽培です。

続いて、第2項及び航空写真は15ページ、利用権を制定する農地は内野■■■■、田ほか3筆、計3,676.91平方メートルで、貸主は西小泉町の■■■■さん、使用貸借で水稻の栽培です。

以上、説明いたしました全項目については農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。

御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、御質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決をします。

議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時50分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
5 番

会議録署名人  
6 番